

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第144回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、衆議院商工委員会提出1件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案は、衆議院商工委員会提出によるもので、現下の我が国経済においては、景気低迷の長期化、金融機関の貸し渋り等により、とりわけ破綻金融機関と取引していた企業の資金繰りは大変厳しい状況に置かれており、こうした事態に対応するため、第143回国会においては、衆議院商工委員会提出により中小企業信用保険法が改正され、中小企業に対する信用補完制度の拡充が図られたが、今回、中堅事業者に対しても信用補完制度を活用した資金融通の円滑化を図るために、破綻金融機関等との金融取引を行っていたことにより銀行その他の金融機関との取引に支障が生じている資本金5億円未満の中堅事業者に対しても、中小企業信用保険公庫が中堅事業者の借入債務に係る公的な信用保険について保険を行うことができるようとするものであり、その付保限度額は、破綻金融機関等関連特別保険については5億円、破綻金融機関等関連特別無担保保険については1億円とするなどの措置を講じようとするものである。委員会においては衆議院商工委員長代理より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致で可決された。

新事業創出促進法案は、近年我が国企業の廃業率が開業率を上回るとともに、国内事業活動の不振による景気低迷の深刻化が一層進んでいる状況にかんがみ、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業に対して、第三者保証を必要としない中小企業信用保険法の特別枠の創設、産業基盤整備基金による債務保証制度及び出資制度の創設、中小企業事業団による助成、ストックオプション制度の特例措置等により直接支援するとともに、国の研究開発予算の中小企業向け支出目標の設定、中小企業信用保険の特別枠の創設等による中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて高度技術工業集積地域開発促進法、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律等で形成されつつある高度技術に立脚した産業集積を新事業の苗床として活用するため、これらの法律を本法に発展的に移行させるとともに、中小企業信用保険の特別枠の創設、新事業支援施設を整備する者に対する地域振興整備公団の出資、情報関連人材育成事業に対する支援等によって、地域の産業資源を活用した新たな事業の創設を促進する事業環境を整備する等の措置を講じようとするものである。

また、**小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案**は、高齢化の進行、金融自由化の進展等小規模企業共済制度を取り巻く社会経済環境の変化、小規模事業所数の減少等の問題に直面している状況下において、小規模企業共済制度の安定的な運営の確保と充実を図るため、共済金の支給方法として、共済金の一括支給と分割支給との併

用制度を新設するとともに、共済掛金の納付月数に応じて定める共済金の額を金利水準の低落傾向に対応して新規に設定し直された予定利率に基づき改定すること、また、中小企業事業団の行う貸付業務として、契約者の高齢化等に対応した福祉の増進に必要な資金貸付業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、新事業創出に対する支援策の在り方、テクノポリス政策等の評価、共済金の給付水準の引下げの影響等について質疑が行われ、日本共産党による両法律案に対する反対討論の後、両法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、新事業創出促進法案に対して5項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

12月9日、石油公団再建検討委員会報告書の実施状況について稻川資源エネルギー庁長官から説明を聴いた。また、第143回国会閉会後の10月27日及び28日の2日間にわたり、新潟県における地域経済及び産業活動等の実情に関する調査のため行われた委員派遣について、派遣委員の報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成10年12月9日（水）（第1回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 新事業創出促進法案（閣法第2号）（衆議院送付）

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

- 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案（衆第3号）（衆議院提出）について提出者衆議院商工委員長代理小此木八郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
(衆第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし
- 石油公団問題に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成10年12月10日（木）（第2回）

- 新事業創出促進法案（閣法第2号）（衆議院送付）
- 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行つた。

○平成10年12月11日（金）（第3回）

- 新事業創出促進法案（閣法第2号）（衆議院送付）

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第2号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

(閣法第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

なお、**新事業創出促進法案**（閣法第2号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 請願第25号外3件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

新事業創出促進法案（閣法第2号）

【要　旨】

本法律案は、新たな事業の創出を広く促進するため、個人による創業等を直接支援するとともに、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するための措置を講じ、併せて地域の産業資源を活用して地域産業の自律的発展を促す事業環境を整備する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針の策定

主務大臣は、個人による創業及び新たに企業を設立して行う事業の開始、中小企業者の新技術を利用した事業活動に対する支援並びに技術、人材その他の地域に存在する産業資源を活用した事業環境の整備に関する基本方針を定め、公表しなければならない。

2 創業等の促進

- (1) 中小企業事業団は、創業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓に必要な助成又は資金の出資を行う。
- (2) 中小企業信用保険法に規定する無担保保険の保険関係であって、新事業創出関連保証に係るものについては、第三者保証を必要としない特別枠の設定及び保険料の引下げの措置を講ずるとともに、事業開始前の創業者を中小企業者とみなして、無担保保険の規定を適用する。
- (3) 特定会社が事業革新法に規定する特定業種に属する事業を営んでおり、かつ分社化による創業等を行う場合には、当該創業を事業革新と見なし、同法の規定を適用する。
- (4) 創業5年以内の中小企業者であって株式会社であるものが、取締役又は使用人に対し商法に規定する新株の引受権を与える場合、発行済株式総数に占める割合の上限を5分の1に引き上げる。

3 中小企業者の新技術を利用した事業活動の支援

- (1) 国等は、新技術に関する研究開発のための特定補助金等の中小企業者等に対する支出の機会の増大に努め、国は、毎年度、支出の目標等の方針を作成し、要旨を公表しなければならない。
- (2) 中小企業投資育成株式会社は、特定中小企業者等が特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金1億円超の株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び保有等を行う。
- (3) 中小企業信用保険法に規定する新事業開拓保険の保険関係であって、特定新技術事業活動関連保証に係るものについては、付保限度額を引き上げる。

4 地域産業資源を活用した事業環境の整備

- (1) 都道府県等は、基本方針に基づき、地域産業資源を有効に活用した新事業の創出促進に関し、高度技術産業集積地域及び高度研究機能集積地区の活用等を定めた基本構想を作成することができる。
- (2) 都道府県等は、新事業支援機関のうち新事業創出支援体制の中心となるものを中核的支援機関として、1を限って認定することができる。
- (3) 中小企業近代化資金等助成法に規定する貸与機関が、認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合、出資等要件を緩和する。
- (4) 情報処理振興事業協会は、情報関連人材育成事業に必要な教材の開発及びその開発に係る教材の提供、同事業の実施に関する指導及び助言等の業務を行う。
- (5) 政府は、情報処理の業務に従事する労働者に関し、情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関等に対して雇用保険法の能力開発事業として、必要な措置を講ずる。
- (6) 都道府県等は、高度技術産業集積地域について、新事業創出のための基盤となる高度技術産業集積が有する機能の維持及び強化に関する計画を作成し、主務大臣の同意を求めることができる。
- (7) 地域振興整備公団は、高度技術産業集積地域及び高度研究機能集積地区における高度技術に関する研究開発及びその企業化のため、工場用地の造成、工場施設の整備及びこれらの賃貸等を行う。
- (8) 中小企業信用保険法に規定する普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、地域新事業創出関連保証に係るものについては、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずる。

5 産業基盤整備基金による債務保証等

産業基盤整備基金は、創業者及び同意集積地域において新事業創出寄与事業を行う者に対し、その事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証、創業者がその事業に必要な資金の出資等を行う。

6 その他

- (1) この法律は、一部を除き公布の日から起算して2月以内に施行する。また、施行後10年以内に、この法律の実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。
- (2) 高度技術工業集積地域開発促進法、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律及び地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の廃止及びそれに伴う経過措置を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、我が国経済の再活性化のため、新たな事業の創出の促進に向けて、関係各省庁間の連携を図りつつ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 1 新たな事業の創出を積極的に促進するため、税制上の措置及び所要資金の確保を含めた支援策の一層の充実に努めるとともに、SOHO（スマート・オフィス・ホーム・オフィス）、福祉や介護を中心とした非営利的な市民事業、女性企業等の多様な創業者等の起業意欲を尊重して、開業資金を容易に確保できるよう一層の環境整備に努めること。
- 2 創業者等が行う新商品、新技術又は新たな役務の事業化等に対する支援に当たっては、起業に関する相談体制の整備に努めるとともに、専門的な指導及び助言の適確な実施と十分な情報の提供に努めること。
- 3 中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が確実に図られるよう、特定補助金等の指定の拡大及び支出目標額の増加に積極的に取り組むとともに、特定補助金等の交付に関し、中小企業者の積極的な参加を促すため、施策の周知徹底と申請手続の簡素化等に努めること。
- 4 地域産業資源を有効に活用した事業環境の整備については、テクノポリス法、頭脳立地法等の実績とその結果分析を踏まえ、企業のニーズや地域の実情等に応じた機動的かつ適確な支援を行うとともに、地方分権の趣旨を斟酌し、都道府県等による高度技術産業集積活性化計画に係る手続の簡素化等に努めること。
- 5 起業にチャレンジする精神が国民一般に醸成されるよう、教育等の充実を図るとともに、地域における創業支援のための指導的人材の育成、確保につき十分な支援を行うこと。

右決議する。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要 旨】

本法律案は、高齢化の進展、転廃業の増加、金利水準の低落傾向等、最近における小規模企業者を取り巻く社会経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の安定と充実を図るため、事業の廃止、事業者の高齢化等の事由において支給される共済金の額の改定、加入者の事業活動等に対する貸付制度の拡充等を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 小規模企業共済法の一部改正

(1) 共済金の一部分割支給制度の創設

小規模企業共済の加入者（共済契約者という）に支給する共済金の支給方式について、一括支給、分割支給のほか、一部を一括支給し、残余の部分を分割支給とする併用支給方式も認める。

(2) 共済契約者の掛金等に応じて定める共済金の額の改定

市場金利の低水準の長期化に伴う掛金の運用実績に対応して、共済契約者の掛金納付月数に応じて定める共済金の額を改定する。

2 中小企業事業団法の一部改正

中小企業事業団の行う共済契約者等に対する貸付業務として、共済契約者等の福祉の

増進に必要な資金貸付業務を追加する。

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法 案（衆第3号）

【要　旨】

本法律案は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下している状況にかんがみ、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、当分の間、中堅事業者の債務保証につき公的な信用保険を行う特例措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) 破綻金融機関等

破綻金融機関等とは、預金保険法に規定する破綻金融機関並びに金融再生法に規定する被管理金融機関、承継銀行及び特別公的管理銀行をいう。

(2) 特定会社

特定会社とは、中小企業信用保険法に規定する中小企業者を除く、資本金5億円未満の会社であって、破綻金融機関等と金融取引を行っていたことにより金融機関との金融取引に支障が生じていることについて、都道府県知事の認定を受けたものをいう。

2 破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険

(1) 当分の間、中小企業信用保険公庫（公庫）は、特定会社の金融機関からの借入れによる債務について信用保証協会が行う保証に関する保険（破綻金融機関等関連特別保険）及び信用保証協会が行う保証であってその保証について担保（保証人の保証は必要）を提供させないものに関する保険（破綻金融機関等関連特別無担保保険）を行うことができる。

(2) 付保限度額は、破綻金融機関等関連特別保険については5億円、破綻金融機関等関連特別無担保保険については1億円とする。

(3) 保険のてん補率はいずれも100分の90とする。

3 保険料

保険料は、保険金額に年3パーセント以内の政令で定める率を乗じた額とする。

4 契約の限度

公庫は、破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険（破綻金融機関等関連特別保険等）の保険金額の総額が事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、信用保証協会と保険契約を締結することができない。

5 準備基金、特別勘定等

(1) 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等の事業に関して、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金を設け、政府出資金をもってこれに充てる。

(2) 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等に係る経理については、その他の経理と区分し、特別勘定を設けて整理しなければならない。

6 その他

(1) 施行期日

公布の日から起算して1カ月以内の政令で定める日から施行する。

(2) 見直し

平成13年3月31日までの間に、この法律の施行状況について検討を加え、必要な見直しを行う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	新事業創出促進法案	衆	10.11.27	10.12.8	10.12.11 附帯決議 可決	10.12.11 可決	10.12.3 商工	10.12.8 附帯決議 可決	10.12.8 可決
3	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案	〃	11.27	12.8	12.11 可決	12.11 可決	12.2 商工	12.8 可決	12.8 可決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
3	破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法案	商工委員長 古賀正浩君 (10.12.4)	10.12.7	10.12.8	10.12.7 (予備)	10.12.9 可決	10.12.11 可決			10.12.8 可決